

■海外の先進事例

進む政策方針決定への女性の参画 ~ノルウェー~

愛知県県民生活部男女共同参画室長 岩田 敏子

ノルウェーは人口約470万人と、日本と比較すると大変人口の少ない国ですが、福祉先進国として有名で、女性の地位の高さでも世界のトップです。

国連開発計画 (UNDP) では、毎年、政治や経済活動への女性の参画を示すジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM) を発表していますが、ノルウェーは、2004年から連続して1位となっています。

ヨーロッパ諸国のなかでも出生率が高い数少ない国ですが、男女平等政策によって女性が方針決定に、より多く参画できるようになったことが、高い出生率を維持している理由の一つだとも言われています。

男女がともに安心して働き続けることができるようにと、男女平等政策に先進的に取り組んできたノルウェーの状況を紹介します。

世界をリードする男女平等の歩み

1978年に男女平等法が成立し、社会のあらゆる分野で積極的に男女平等が推進されてきました。翌年の1979年には、この法律を実行する独立機関として男女平等オンブツが設立されました。性差別に関する苦情を審査し問題解決に当たる機関で、政策を監視・促進するための活動が行われてきました。

その結果、政治分野における女性の活躍は目覚しく、1981年にグロ・ハーレム・ブルントラント女性首相が誕生し、1986年の第2次内閣では、閣僚18人中8人 (44%) が女性となりました。世界中のメディアが取り上げ、ノルウェーにおける男女平等の実態が世界に知れ渡ることとなりました。それ以後、ノルウェーでは、女性閣僚の比率が40%を下回ったことはありません。

1988年には男女平等法が改正となり、世界で初めて「クォータ制」*が導入されました。これは、公的な委員会、理事会、審議会のメンバーの少なくとも40%以上を男女どちらの性も占めなければならないという制度で、女性の社会進出がさらに促進され、社会的地位を高めることとなりました。

*クォータ制……差別をなくすために女性や少数民族などに一定枠を割り当てる制度

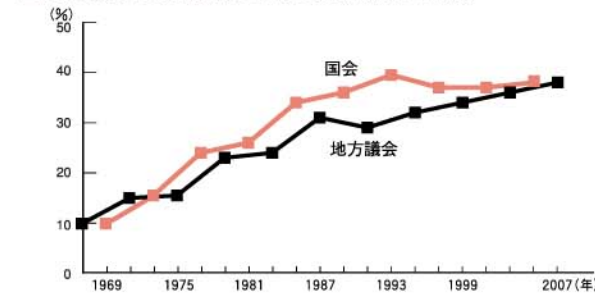
政治への目覚ましい女性の進出

2005年に総選挙があり、国会議員169人のうち64人が女性で、38%を占めています。

内閣の閣僚は、19人のうち女性が9人でしたが、2007年9月から2008年6月までは女性が10人と、ノルウェー史上初めて半数を超えていました。2008年7月からは、女性閣僚は9人で、財務大臣、自治大臣、国防大臣、貿易産業大臣、運輸通信大臣など主要なポストに就いています。

さらに、地方議会においても、議員の38%、議長の23%を女性が占めています。

■国会及び地方議会における女性議員の割合



■女性閣僚の割合



資料：ノルウェー外務省「2008ノルウェーデータ」



ノルウェーの概況

人口	474万人 (2008年1月現在)
首都	オスロ (人口56万人)
自治体	19県 (fylke) 430市町村 (kommune)
宗教	キリスト教プロテスタント
政体	立憲君主制、議会制民主主義
主要産業	石油・ガス産業、水産業
平均寿命	男性:77.7歳、女性:82.5歳 (2005年)
消費税率	25%

「クォータ制」を契機に 企業で進んだ女性の参画

2004年1月に、企業の取締役会において男女どちらの性も40%以上を占めなければならないという「クォータ制」が導入され、国営・市営企業では法施行同時に達成されました。民間の企業についても、「クォータ制」を導入する改正株式上場企業法が2006年1月に施行され、2年後の2008年1月から適用されました。

その結果、株式上場企業の取締役会に占める女性の割合は、2006年7月には21%、2008年2月には39%と着実に増加し、「クォータ制」は95%の企業で達成されています。法の改正時は、経済界で無理ではないかなど様々な議論があったようですが、企業もこの制度によって劇的に変わり、女性の参画が大きく進むこととなりました。

また、企業が毎年作成する年次報告には、男女平等についての活動報告を記載することが義務付けられています。

男性の育児参加を進めた 「パパ・クォータ制」

育児休暇は充実しており、100パーセントの給料が保障されて44週の休暇、もしくは88%の給料で54週の休暇をとることができます。このうち母親は最低9週間、父親は最低6週間取得しなければならないとされており、残りは母親か父親のどちらかが取得できる制度となっています。

父親の休暇は「パパ・クォータ制」(父親割当制)と呼ばれ、1983年に世界で初めて導入されました。取得しないと権利は消滅してしまうため、90%を超える男性が利用しています。この背景には、育児休暇中の給与は国から支給されていることと、育児休暇をとらないと会社の中で評価が下がるといった社会環境の影響があるようです。

ノルウェーでは、女性の社会進出と男性の家庭参加を政策的に統一して進め、より人にやさしい社会を形成しています。こうした手厚い家族支援策が後押しとなり、ノルウェーの合計特殊出生率は1.9 (2006年)と先進国としては高い水準を保っています。

さらなる男女平等を目指して

女性の進出が目覚ましいノルウェーですが、すべての領域において男女平等が実現されているわけではありません。大学卒業者に占める女性の割合は半数を超えていますが、女性研究者・技術者は極めて少ないのが現状です。

女性の3人に2人が就労していますが、44%がパートタイムで働いています。看護、保育、教育といった女性が多い職種で賃金が低いため、女性の平均賃金は男性の85%となっています。様々な構造的差別が関係しており、簡単に比較して女性の賃金を引き上げることができないため、こうした女性の職種に国から賃金を上乘せする制度が作れないか検討されています。

育児休暇も日本から見れば進んだ制度ですが、女性の賃金が男性より低いため6週間以上取得する父親は少なく、残りは女性が取得するケースが多くなっています。さらに父親の育児参加を進めるため、母親と父親がそれぞれ3分の1を、残り3分の1はどちらでも取得できる制度の導入についても検討が進められています。

ノルウェーの男女平等政策の特徴は、様々な権利や義務を具体的に法制化してきたことです。子育てや労働といった場に先進的な制度が導入されていった過程では、多数の女性国会議員や女性閣僚の役割が大きかったと考えられます。

さらに、政治や企業の方針決定過程において女性の比率が高まり、多くの領域で男女平等に向けた挑戦が続けられています。